

平成 30 年度地下水質測定結果について 概要

水質汚濁防止法第 16 条の規定により策定した「平成 30 年度地下水質測定計画」に基づき実施した調査の結果は以下のとおり。

1 概況調査

(1) 調査の目的

地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目について、全体的な地下水質の状況を把握する。(概ね 2 km 四方に区切った県内 264 区域を 5 年で一巡できるように調査を実施する。)

- *用語
- 区域：概況調査の対象として設定した県内を概ね 2km 四方に区切った範囲を示しています。
 - 地点：調査対象とした井戸のことを示しています。
 - 地域：調査対象項目毎の調査対象となる範囲を示しています。

(2) 調査の結果

調査区域数	検出区域数
54 区域 (63 地点) 【環境基準項目】	5 区域 (5 地点) 【砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】

- 検出のあった 5 区域 (5 地点) のうち、既に汚染範囲の確定している 3 地点 (3 地域) を除く 2 区域 (2 地点) について、検出井戸周辺調査を実施した。

2 検出井戸周辺調査

(1) 調査の目的

1 の概況調査で新たに検出され、その物質の広がりを確認する必要がある場合等に、環境基準値を超過する汚染の有無や検出範囲等を確認する。

(2) 調査の結果

調査地域数	検出地域数	超過地域数
2 地域 (11 地点) 【砒素、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】	1 地域 (5 地点) 【硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素】	なし

- 周辺調査の結果、各地域の検出範囲等の確認ができたことから、次年度から継続監視調査を実施します。

3 継続監視調査

(1) 調査の目的

検出井戸周辺調査により前年度までに環境基準値を超過した地点等を含む地域において、継続的に監視を行う。

(2) 調査の結果

調査地域数	検出地域数	超過地域数
51 地域 (201 地点) 【有機塩素系化合物 (17 地域)、 砒素 (15 地域) 等】	50 地域 (142 地点) 【有機塩素系化合物 (16 地域)、 砒素 (15 地域) 等】	43 地域 (72 地点) 【有機塩素系化合物 (13 地域)、 砒素 (15 地域) 等】

- 汚染監視調査地域のうち、3 地域において、全地点で監視対象項目が環境基準値以下となったことから、来年度は経過観察調査を実施する。
- 経過観察調査地域のうち、4 地域において、監視対象項目が 2 年連続で環境基準値以下となったことから、今年度で継続監視調査を終了する。
- 経過観察調査を行った地域のうち、4 地域において、再び環境基準値を超過したため、来年度は汚染監視調査を実施する。

図表 調査方法の概要

